

第 1 回嬉野市議会臨時会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
1	嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
3	嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	2

嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）</u></p> <p>(略)</p> <p>第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。</p> <p>(略)</p>	<p>第51条第2項第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。</p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号</u></p> <p>(略)</p> <p>第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「<u>氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）</u>又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（<u>個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称</u>）」に改める。</p> <p>(略)</p>

嬉野市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(嬉野市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>第1条 嬉野市国民健康保険税条例(平成18年嬉野市条例第161号)の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第18項中「法附則第4.4条の2第3項」を「法附則第4.4条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。</p> <p>(嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の嬉野市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)附則第18項の規定は、平成26年1月1日から適用する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(嬉野市国民健康保険税条例の一部改正)</p> <p>第1条 嬉野市国民健康保険税条例(平成18年嬉野市条例第161号)の一部を次のように改正する。</p> <p><u>第26条第2項第1号中「及び住所」を「住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)」に改める。</u></p> <p>附則第18項中「法附則第4.4条の2第3項」を「法附則第4.4条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。</p> <p>(嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の嬉野市国民健康保険税条例(以下「新条例」という。)附則第18項の規定は、平成26年1月1日から適用する。<u>ただし、第1条中嬉野市国民健康保険税条例第26条第2項第1号の改正規定は、平成28年1月1日から施行する。</u></p> <p>2 (略)</p>